

平成 20、21 年度 中期目標の達成状況報告書

平成 22 年 6 月
北海道大学

目 次

I. 中期目標の達成状況

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 教育に関する目標の達成状況 ······ | 1 |
| 2 研究に関する目標の達成状況 ······ | 12 |
| 3 社会との連携、国際交流等に関する目標の達成状況 ······ | 14 |

II. 「改善を要する点」についての改善状況 ······ 16

I. 中期目標の達成状況

1 教育に関する目標の達成状況

| 中項目 | 1 教育の成果に関する目標 |
|-----|---------------|
|-----|---------------|

| | | | |
|-------|--------------------------------|--------------------------|--|
| 小項目番号 | 小項目 1 | 小項目 | 北海道大学における教育は、その基本理念に基づき、高い倫理性を持って未踏の領域を開拓し、変化する社会に柔軟に対応し、実社会に専門的能力を生かし、世界の第一線で活躍できる人材の育成を目標とする。この目標を達成するに当たり、研究主導型大学である北海道大学には、何よりもまず国際的競争に耐えうる高い水準の大学院課程が求められるが、同時に、北海道における唯一の国立総合大学としてのユニークな地位と教育的伝統を持つ優れた学士課程を、今後とも維持し発展させていかなければならない。そのために、学士課程と大学院課程における各自の教育の特質と目標を明らかにし、充実した教育課程の展開と不断の改善を目指す。 (i) 学士課程 学士課程においては、市民としての自覚を持って社会に参加すること、専門の基礎となる学問やコミュニケーションの方法を身に付けること、特定の専門分野を広い視野のもとに学ぶこと、を目指した教育を通じて、国際的に通用する高度な学問的素養を持ち、健全な市民として的確な判断力とリーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、専門職業人として指導的立場に立ちうる人材の育成を目指す。 |
| 計画番号 | 中期計画 | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 | |
| 全中期計画 | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 | | |

| | | | |
|-------|-------|-----|--|
| 小項目番号 | 小項目 2 | 小項目 | 北海道大学における教育は、その基本理念に基づき、高い倫理性を持って未踏の領域を開拓し、変化する社会に柔軟に対応し、実社会に専門的能力を生かし、世界の第一線で活躍できる人材の育成を目標とする。この目標を達成するに当たり、研究主導型大学である北海道大学には、何よりもまず国際的競争に耐えうる高い水準の大学院課程が求められるが、同時に、北海道における唯一の国立総合大学としてのユニークな地位と教育的伝統を持つ優れた学士課程を、今後とも維持し発展させていかなければならない。そのために、学士課程と大学院課程における各自の教育の特質と目標を明らかにし、充実した教育課程の展開と不断の改善を目指す。 (ii) 大学院課程 大学院課程においては、研究主導型大学として世界的水準の研究を担うことのできる卓越し |
|-------|-------|-----|--|

北海道大学

| | | | |
|-------|------|--|--|
| | | | た研究者を育成するとともに、基幹大学として社会に貢献しうる高度専門職業人の育成を目指す。 ・ 修士課程においては、専攻分野における高度の知識や学芸を身に付けさせ、研究に参画する基盤的能力を持った人材を育成するとともに、社会に必要とされる高度な専門的能力を身に付けさせ、国際的にも活躍できる高度専門職業人を育成することを目標とする。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | | | |
|-------|-------|-----|--|
| 小項目番号 | 小項目 3 | 小項目 | 北海道大学における教育は、その基本理念に基づき、高い倫理性を持って未踏の領域を開拓し、変化する社会に柔軟に対応し、実社会に専門的能力を生かし、世界の第一線で活躍できる人材の育成を目標とする。この目標を達成するに当たり、研究主導型大学である北海道大学には、何よりもまず国際的競争に耐えうる高い水準の大学院課程が求められるが、同時に、北海道における唯一の国立総合大学としてのユニークな地位と教育的伝統を持つ優れた学士課程を、今後とも維持し発展させていかなければならない。そのために、学士課程と大学院課程における各々の教育の特質と目標を明らかにし、充実した教育課程の展開と不断の改善を目指す。 (ii) 大学院課程 大学院課程においては、研究主導型大学として世界的水準の研究を担うことのできる卓越した研究者を育成するとともに、基幹大学として社会に貢献しうる高度専門職業人の育成を目指す。 ・ 博士（後期）課程においては、専攻分野における高度で、かつ最先端の知識や学芸を身に付けさせ、独立して研究を展開し、世界的水準の研究を担うことができる人材を育成するとともに、専門的職業能力の一層の高度化を目標とする。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | |
|-----|---------------|
| 中項目 | 2 教育内容等に関する目標 |
|-----|---------------|

| 小項目番号 | 小項目 1 | 小項目 | ①アドミッション・ポリシーに関する基本方針 ・ 北海道大学は、毎年すべての都道府県から入学者を受け入れている全国型の大学である。このことが、異なる地域的・文化的背景を持つ者同士の切磋琢磨を可能にし、望ましい教育的環境を作り出している。本学は、創立以来のこの伝統を今後とも維持し発展させ、全国各地のみならず、広く世界に人材を求める。 |
|-----------|--|--|--|
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 下記以外の中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |
| 計画 1-3 | ①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 (i) 学士課程 ・ 高等学校及び入学志望者への説明会・模擬講義等を通じた情報提供、インターネットを利用した入試相談、学生の参加によるキャンパス・ツアーや教育支援等、高大連携の拡充を図るとともに、入試広報関係の一層の整備を行う。 | ①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 (i) 学士課程 ・ 高等学校及び入学志望者への説明会・模擬講義等を通じた情報提供、インターネットを利用した入試相談、学生の参加によるキャンパス・ツアーや教育支援等、高大連携の拡充を図るとともに、入試広報関係の一層の整備を行う。 | ①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 (i) 学士課程 ・ 入試広報戦略に基づき、入学志願者への説明会や入試相談等の情報提供の他、以下の活動等を行った。 ① 私費外国人留学生向けに英語版募集要項をホームページに掲載した。 ② 北大進学相談会を、平成 20 年度は東京（参加者 617 名）、大阪（同 372 名）で、平成 21 年度は東京（同 737 名）、大阪（同 373 名）に加え、名古屋（同 258 名）で開催した。模擬講義、留学相談、開催地区出身在学生相談などプログラムの工夫とともに広報活動を活発に行なった結果、平成 19 年度（合計 516 名）と比較して参加者数が大幅に増加した。アンケート調査では 9 割以上の参加者が満足している。 ③ オープンキャンパスを 8 月上旬に札幌及び函館キャンパスで開催し、「自由参加プログラム」と「高校生限定プログラム（実験及び実習）」を実施した。開催曜日や情報発信の工夫等により参加者数は、平成 20 年度約 8,000 名、平成 21 年度約 9,000 名となり、平成 19 年度（約 6,600 名）と比較して大幅に増加した。 |
| 計画 1-4 | ①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 (ii) 留学生、社会人学生 ・ 留学生について、上記方策のほか、後記 3 の（1）の③の「留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策」に掲げるところにより、受入の拡大に努める。 | ①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 (ii) 留学生、社会人学生 ・ 留学生について、上記方策のほか、後記 3 の（1）の③の「留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策」に掲げるところにより、受入の拡大に努める。 | ①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 (ii) 留学生、社会人学生 ・ 留学生的受入数は、平成 20 年度 1,002 名、平成 21 年度 1,193 名となり、平成 19 年度（887 名）と比べ格段に増加した。これは、北京オフィスが中国各地で広報活動を行うとともに、8 カ国の留学フェアに参加し、本学を広く紹介したことなどによる成果である。また、優秀な私費外国人留学生を受け入れる目的で、平成 20~21 年度に北海道大学総長奨励金を 9 名、「私費外国人留学生特待制度」により「特待プログラム奨学金」を 35 名、「外国政府派遣留学生奨学金」を 56 名に給付し、経済的支援を行った。 海外での広報活動としては、6 カ国の留学フェアに参加し、北京オフィスを拠点とし、中国各地で本学の紹介を行った。 さらに、平成 20 年度には「留学生学生生活実態調査」を実施し、調査結果を踏まえた改善を図った。平成 21 年度も調査項目を厳選して実施し、留学生の生活環境の整備等に努めている。 |

| | | | |
|-----------|---|-----|---|
| 小項目番号 | 小項目 2 | 小項目 | <p>①アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道大学の教育目標に基づいた人材育成を行うため、学士課程教育を受けるにふさわしい学力を備えるとともに、向学心・創造力・倫理性に富み、論理的思考力とリーダーシップを持つ学生を受け入れることを目指し、諸種の資質と能力をはかる多様な選抜制度を通じて入学者を選抜する。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 下記以外の中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |
| 計画 2－1 | <p>①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>(i) 学士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度入学者から、平成 12 年大学審議会答申、平成 11 年告示の高等学校学習指導要領に対応する入学試験制度改革を、前期日程試験、後期日程試験、AO入試それぞれの目的の見直しを通じて実現する。 | | <p>・ 入学後の勉学のミスマッチの防止、特色ある入試形態による他大学との差異化、共通カリキュラムによる初年次教育の充実などを主な目的として、平成 23 年度からの「大きくり」の募集形態による入学試験「総合入試」の導入を平成 20 年度に決定し、平成 21 年 7 月に公表した。「平成 23 年度以降の学生募集概要」のパンフレットを 20,000 部作成し、高等学校、受験生等に配布した。</p> <p>また、総合入試の導入に合わせて、各学部の募集人員の見直しを行い、医学部で AO入試を導入することを決定し、平成 22 年 2 月に平成 23 年度 AO入試速報をホームページで公表した。</p> <p>平成 24 年度入試からの「大学入試センター試験」の受験を要する教科・科目について、文系 4 学部及び総合入試（文系）における地理歴史、公民の選択方法を、「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」、「倫理、政治・経済」から 2 科目選択することに変更し、ホームページ等で公表した。</p> |

| | | | |
|-------|-------|-----|---|
| 小項目番号 | 小項目 3 | 小項目 | <p>①アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院課程においては、北海道大学及び各研究科の教育目標を、研究者及び専門職業人として、より高度に達成することを目指し、これに適した能力、資質、適性、個性、意欲を持ち、深い進学動機を有する学部卒業者、留学生、社会人を多面的に選抜する。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | | | |
|-----------|--|-----|---|
| 小項目番号 | 小項目 4 | 小項目 | <p>①アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種のメディアを活用した積極的な広報活動を通じ、これらのアドミッション・ポリシーを入学志望者・関係者に公表周知する。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 下記以外の中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |
| 計画 4－1 | <p>①アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生へ積極的に情報提供するため、以下のとおりホームページを充実した。 <p>① 医学部保健学科では、英語版ホームページに入試情報を掲載した。</p> |

北海道大学

| | | |
|--|--|---|
| | <p>体の方策 (ⅲ) 留学生、社会人学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部・大学院とも、アドミッション・ポリシー、研究室案内等の外国語版をホームページ上に掲載し、奨学金、ポストドクター等、留学生に有益な情報を積極的に提供する。 | <p>② 情報科学研究科では、大学院入試に関する情報について、英語版の他に韓国語版及び中国語版を追加した。 ③ 保健科学院では、英語版ホームページを開設した。</p> <p>平成 22 年度入試では、外国人留学生が自国から出願できるよう受入拡大を目的に、外国人留学生向けの英語版募集要項をホームページに掲載するとともに、入学願書のインターネット出願及び検定料のクレジットカード決済を、私費外国人留学生（学部）、教育学院、歯学研究科、工学研究科、情報科学研究科の入学試験で試行実施した。インターネットからの出願者は 111 名で、42 名がクレジットカード決済を利用した。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--------------|--------------|--|
| 小項目番号 | 小項目 5 | 小項目 |
| | | <p>②教育課程に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学教育においては、コアカリキュラムの精神に則り、バランスの取れた教育課程の編成に努める。 |
| 計画番号 | 中期計画 | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | | |
|--------------|--------------|--|
| 小項目番号 | 小項目 6 | 小項目 |
| | | <p>②教育課程に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部教育においては、学部専門科目の充実を図るとともに、教養科目及び基礎科目との接続を深め、体系的な学部一貫教育の実施に努める。 |
| 計画番号 | 中期計画 | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | | |
|--------------|--------------|---|
| 小項目番号 | 小項目 7 | 小項目 |
| | | <p>②教育課程に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院教育においては、広い視野を持った、世界水準の研究能力を養成するため、共通授業等により研究科の枠を越えた教育・研究面での連携を図ることを含め、指導体制の一層の充実に努める。併せて、高度専門職業人育成のための教育課程の充実にも努める。 |
| 計画番号 | 中期計画 | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | | |
|--------------|--------------|---|
| 小項目番号 | 小項目 8 | 小項目 |
| | | <p>③教育方法に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学部・研究科における教育課程やそれぞれの授業の特性に適合した授業形態及び学習指導方法等を実施することを基本方針とする。 |

| | | |
|-----------|--|---|
| 下記以外の中期計画 | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |
| 計画 8-2 | <p>③授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学院課程における学位取得率の向上を図るため、学位授与基準の見直し及び基準設定の拡大に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> 各研究科等においては、研究指導の充実や学位取得者の拡大のための取組を実施しており、平成 21 年度には、全学においても学位審査体制の整備・学位取得率の向上を目的に「北海道大学における学位授与（博士課程）に関する指針」を制定するとともに推奨される例を示し、さらなる取組を促した。【別添資料 1（P 1～3）】 <p>各研究科等では、これまでの取組に加え、平成 22 年度から当該指針及び学位取得状況の分析等に基づき具体策を策定し、実施することとしている。</p> <p>学生に対しては、学位授与基準を広く周知するため、平成 20 年度から同基準を学生便覧等に掲載した。</p> |

| | | | |
|-------|-------|-----|--------------------------------|
| 小項目番号 | 小項目 9 | 小項目 | ③教育方法に関する基本方針 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | | | |
|-------|--------|-----|--------------------------------|
| 小項目番号 | 小項目 10 | 小項目 | ④成績評価に関する基本方針 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | |
|-----|------------------|
| 中項目 | 3 教育の実施体制等に関する目標 |
|-----|------------------|

| | | | |
|-------|--------------------------------|-----|--|
| 小項目番号 | 小項目 1 | 小項目 | ①職員の配置に関する基本方針 ・ 北海道大学の教育に関する目標を達成するために必要な教員組織の整備・充実を図るとともに、これを有機的に機能させるための教育支援体制を強化する。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----|--|
| 小項目番号 | 小項目 2 | 小項目 | ②教育環境の整備に関する基本方針 ・ キャンパスが学生の学習及び生活の場であり、多くの人々との触れあいや多様な経験、学問を通じて人間性が育まれることに鑑み、本学特有の優れた自然環境を有効に活用して、すべての学生にとって最良の学修環境を整える。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 下記以外の中期計画 | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 | | |
| 計画 2-2 | ②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ・ 学生の正課授業及び課外の体育活動のための施設の充実に努める。 ① 屋内運動場（体育館に隣接、人工芝）、総合エントランス棟（体育施設の主出入口、シャワー室・休憩スペース）、ギャラリー棟（体育施設を繋ぐ渡り廊下）の新設 ② 第一体育館・第二体育館・小体育館の大規模改修、第一体育館内にトレーニングルーム・ミーティングルームの新設 ③ 屋外プールの屋根鉄骨・床面の改修、採暖装置 8 基の新設 ④ 全天候型テニスコート 4 面の新設 ⑤ スポーツトレーニングセンターの宿泊施設を廃止し課外活動用部室・会議室を新設 ⑥ 屋外更衣室（野球場 B バックネット裏）の新設 ⑦ 陸上ホッケー場・ハンドボール場のグラウンド面整備・改修 ⑧ サッカー・ラグビー場、野球場 A・B に整備用土・砂各 8 トンの搬入 | | |

| | | | |
|-------|-------|-----|--|
| 小項目番号 | 小項目 3 | 小項目 | ②教育環境の整備に関する基本方針 ・ 教育施設設備を計画的に整備充実するとともに、情報基盤センターを中心にキャンパス全体の電子情報環境を整備する。また、附属図書館の教育支援・学術情報センター機能を強化する。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |

| | | |
|-----------|--|---|
| 下記以外の中期計画 | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |
| 計画 3-1 | <p>②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講義室においては視聴覚装置・プレゼンテーション装置等の教育設備の充実に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育機能開発総合センターでは、E 棟、N 棟及び S 講義棟を以下のとおり整備し、教育環境の充実を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ① E 棟・S 講義棟の講義室の机・椅子を全て更新のうえ空調設備を新設した。また、N 棟講義室の換気設備の整備を行った。 ② 液晶プロジェクターは、大講堂(3 台)、E 棟講義室(14 台)、S 棟講義室(5 台)の更新を行った。 <p>講義室等において、必要性の高い液晶プロジェクター等を中心に更新や新設による充実を図り、講義室の液晶プロジェクター設置率は全学的に 98% (平成 19 年度 74%)、演習室等の液晶プロジェクター設置率は全学的に 44% (平成 19 年度 39%) に增加了。</p> <p>各部局等においても、講義室の整備を行い教育環境の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医学部及び工学部では、プラズマディスプレイを新設した。 ② 水産学部では、パソコン端末を講義室及びゼミ室に整備した。 |
| 計画 3-5 | <p>⑤学内共同教育等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生に対して日本語、日本文化・日本事情の教育及び修学・生活上の指導・助言を行うとともに、海外留学を希望する学生に対する情報提供や指導・助言に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学期途中に入学する留学生に対応するため、平成 21 年度から留学生センターの日本語コースにクオーター制を導入した。また、留学生数の急増に伴い、日本語コースの受講人数が格段に增加了 (平成 19 年度 1,757 名→平成 21 年度 2,546 名)。平成 20 年度に新たに設置した留学生サポート・デスクにおける相談件数は、平成 20 年度で 1,071 件、平成 21 年度で 3,979 件に達し、留学生の支援環境を充実させた。留学生サポート制度を実施し、平成 20 年度は 268 人、平成 21 年度は 391 人の留学生を支援した。 <p>一方、北大入学希望者の留学への関心度を高めるため、平成 21 年度から、東京・大阪・名古屋の進学相談会に参加し、留学相談を行い、進路選択の一助とした。また、平成 21 年度から TOEFL-iBT のスコア向上を目的として大学が受講費用を一部負担し、TOEFL-iBT 試験対策講座を実施し、9 人が受講した。</p> |
| 計画 3-8 | <p>⑤学内共同教育等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生及び職員の心身の健康管理に関する専門的業務を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健管理センターでは、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① カウンセラーを 3 名増員し 8 名としたことにより、利用者数が平成 19 年度の延べ 1,184 名から平成 21 年度の延べ 1,981 名に增加了。また、新入生ガイダンス等で使用する、薬物やカルトへの警告等に関する DVD を学生相談室と協力して作成した。 ② 学生の定期健康診断の受診を容易にするため、平成 21 年度に従来の 1 会場から 6 会場に増やした。 ③ 平成 20 年度設置の「学生の自殺対策ワーキンググループ」に同センター職員が参画し、「こころとからだの健康調査研究」では中心的な役割を担った。 ④ 平成 21 年度入学者（過年度卒）に麻疹予防接種を勧奨し、証明書の提出を求めて麻疹予防接種料の助成を行った。 <p>同センターの在り方を検討し、平成 22 年度からメンタルヘルスケア機能を充実させる等の新体制にすることとした。また、同年 3 月末に、学生が利用しやすい旧「はるにれ食堂」の建物へ移転し、リラクゼーションルームの新設など設備を充実した。</p> |

| | | | |
|-----------|--|-----|--|
| 小項目番号 | 小項目 4 | 小項目 | ③教育の質の改善のためのシステムに関する方針 ・ 個々の教員による教育活動の評価を充実させるとともに、教育貢献を業績として重視する。また、各学部・研究科等の組織としての教育活動を評価する。さらに、授業改善を目的とした適切な研修の推進を図る。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 下記以外の中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |
| 計画 4-4 | ④教材、学習指導法等に関する研究開発及び F D に関する具体的方策 ・ 教育ワークショップ、新任教員研修会等の研修機会を一層充実させるとともに、実施時期、業務分担など、参加し易い環境を整備する。また、ティーチング・アシスタントを担当する大学院学生には、これまでどおり事前に研修を受講させ、その資質の向上に努める。 | | <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 11 月に、次世代 F D 研究会ワークショップを開催した。平成 21 年 3 月には、筑波大学と F D 活動等に関する大学間協定を締結し、同年 7 月には、共同で国際シンポジウム「高等教育におけるプロフェッショナル・ディベロップメント」を開催した。 新任教員への教育ワークショップを 6 月・11 月に開催した（参加者：平成 20 年度 66 名、平成 21 年度 74 名）。平成 21 年 11 月開催では、同年 10 月に設立された「北海道地区 F D ・ S D 推進協議会」（代表幹事校は北海道大学）加盟校へ周知を行った結果、42 名のうち 13 名が他大学から参加した。同ワークショップの資料は広く活用できるよう、高等教育機能開発総合センターのホームページに公開した。 6 研究科等における F D に関して、講師派遣等の支援を行った。 全学教育科目 T A 研修会を、基礎知識の講義やグループ学習等を内容として開催した（参加者：平成 20 年度 194 名、平成 21 年度 220 名）。 |

| | | |
|-----|----------------|--|
| 中項目 | 4 学生への支援に関する目標 | |
|-----|----------------|--|

| | | | |
|-------|-------|-----|---|
| 小項目番号 | 小項目 1 | 小項目 | ・ 学生の要望等を積極的に受け入れ、改善を図りつつ、入学から卒業・修了まで快適な大学生生活を過ごさせるため、学生の自主活動を支援するとともに、奨学金等の経済的支援を強化する。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | | | |
|-----------|--|-----|--|
| 小項目番号 | 小項目 2 | 小項目 | ・ 社会の高度化、複雑化に伴い、入学してくる学生も多様化していることに鑑み、大学として、心身の健康、修学、就職等、多岐にわたる相談機能を充実・強化する。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 下記以外の中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |
| 計画 2－2 | ②生活相談・就職支援等に関する具体的方策 ・ 学生相談室、保健管理センター、クラス担任等の学生相談業務の任に当たる者の連携強化を図る。 | | <p>・ 保健管理センターと学生相談室の情報共有のため、原則週 1 回の連絡会を開催した。また、札幌キャンパスと函館キャンパスの学生相談担当職員間でメール等による事例研究を行った。平成 20、21 年度は、保健管理センター職員及び学生相談室員が参加のもと、クラス担任会議を年 2 回実施したほか、メンタルヘルス講演会を開催した。同会議のうち 1 回は F D とし、学生支援の知識の習得を図った。</p> <p>保健管理センター職員、学生相談室員等の構成により、平成 20 年度に設置の「学生の自殺対策ワーキンググループ」では、平成 21 年度に、クラス担任と連携し学部 1 年次学生に「こころとからだの健康に関する調査研究」を実施したほか、自殺防止に関する「報告書」を取りまとめた。</p> |

| | | | |
|-----------|---|-----|--|
| 小項目番号 | 小項目 3 | 小項目 | ・ 社会にそして世界に開かれた大学として、社会人及び留学生の学習環境の整備に努める。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 下記以外の中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |
| 計画 3－2 | ④社会人・留学生等に対する配慮 ・ 本学留学生を支援する団体と連携を図りつつ、大学としての留学生の支援に努める。 | | <p>・ 留学生宿舎不足を補うための対応として、平成 21 年度から、留学生宿舎に入居できなかった新規渡日留学生に対して、アパート入居までの滞在先（ホテル）を提供し、留学生（110 名）の不安と経済的負担を解消するとともに、アパートの連帯保証手続きを迅速化して対応した。</p> <p>また、北海道大学外国人留学生後援会と連携し、「北海道大学国際婦人交流会」に留学生向け日本語教材の印刷費として平成 20 年度約 44 万円、平成 21 年度約 38 万円を援助した。</p> <p>さらに、平成 20 年度には「留学生サポート・デスク」を設置し、平成 20 年度 1,071 件、平</p> |

北海道大学

| | | |
|--|--|---|
| | | 成 21 年度 3,979 件の相談を受けるとともに、平成 21 年度は新たな業務として、「ニュースレター」の作成、 “Book Exchange Week” 等を実施し、留学生の視点に立ったサービスの拡大・充実に努めた。 |
|--|--|---|

2 研究に関する目標の達成状況

| | | |
|-----|----------------------|--|
| 中項目 | 1 研究水準及び研究の成果等に関する目標 | |
|-----|----------------------|--|

| | | | |
|-------|-------|-----|--|
| 小項目番号 | 小項目 1 | 小項目 | ・ 北海道大学は、研究主導型の基幹総合大学として、あらゆる学問分野で世界的水準の競争に耐えうる研究を開拓し、人文科学、社会科学及び自然科学それぞれの既存学問分野において国際的に高く評価される研究成果を示すとともに、先端的、学際的、また複合的な領域において、新しい時代の規範及び新規学問領域創生の萌芽となる研究を開拓する。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | | | |
|-------|-------|-----|---|
| 小項目番号 | 小項目 2 | 小項目 | ・ 北海道及び周辺寒冷地の自然環境、文化、産業、生活等に関わる地域性・公共性を重視した研究をこれまで以上に強化し、北海道、さらにはアジア、北方圏地域をはじめとする国際社会への貢献を図る。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | | | |
|-------|-------|-----|---|
| 小項目番号 | 小項目 3 | 小項目 | ・ 研究水準及びその成果について、適切な検証により不断の向上を図る体制を構築する。 |
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |

| | |
|-----|--------------------|
| 中項目 | 2 研究実施体制等の整備に関する目標 |
|-----|--------------------|

| | | | |
|-------|--------------------------------|------|--|
| 小項目番号 | 小項目 1 | 小項目 | ・ 学際的複合的な新規学問領域の創生と社会の急激な変化に対応した時代の要請に対する機動的な対応を常に念頭において、高度な研究の維持と一層の推進を可能にする柔軟な研究組織及び世界水準の研究環境、充実した支援基盤を整備するとともに、教員の流動化を促進する。 |
| 計画番号 | | 中期計画 | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 | | |

| | | | |
|-------|--------------------------------|------|--|
| 小項目番号 | 小項目 2 | 小項目 | ・ 学際的複合的な新規学問領域の創生と社会の急激な変化に対応した時代の要請に対する機動的な対応を常に念頭において、組織としての研究活動及び個々の研究者による研究活動を厳正に評価するシステムを確立するとともに、そのシステムを研究の質的向上と改善にフィードバックしうる体制を構築する。 |
| 計画番号 | | 中期計画 | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 | | |

| | | | |
|-------|--------------------------------|------|--|
| 小項目番号 | 小項目 3 | 小項目 | ・ 学際的複合的な新規学問領域の創生と社会の急激な変化に対応した時代の要請に対する機動的な対応を常に念頭において、研究活動より生じた知的財産について、これを適正に管理し、社会に還元するシステムを整備する。 |
| 計画番号 | | 中期計画 | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 全中期計画 | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 | | |

3 社会との連携、国際交流等に関する目標の達成状況

| | | |
|-----|----------------------|--|
| 中項目 | 1 社会との連携、国際交流等に関する目標 | |
|-----|----------------------|--|

| 小項目番号 | 小項目 1 | 小項目 | ・ 社会連携、産学官連携、国際交流を実施する体制及び環境を整備し、関連事業を推進することにより、世界水準の研究を促進するとともに、教育研究成果の産業界、地域社会及び国際社会への還元を積極的に進める。 |
|-----------|--|-----|---|
| 計画番号 | 中期計画 | | 平成 20 年度及び 21 年度における実施状況 |
| 下記以外の中期計画 | | | 平成 19 年度までの取組等を引き続き継続的に実施している。 |
| 計画 1-13 | ③留学生交流その他外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 ・ 国際交流の企画立案にあたる組織を平成 16 年度から設置し、国際交流の活性化を図る。 | | <ul style="list-style-type: none"> 「持続可能な開発」国際戦略本部が中心となり、平成 19 年度から「持続可能な開発」領域の研究と教育を強化する事業として開催しているサステナビリティ・ウィークは、毎年規模の拡大、内容の充実を図っている。平成 20 年度は G8 洞爺湖サミット及び札幌で開催された史上初の G8 大学サミットと連携して実施した。G8 大学サミットでは、総長が実行委員長となって本学が運営主体として参画し、「札幌サステナビリティ宣言」の採択に貢献した。平成 21 年は持続可能なグローバル社会に向けた地球規模課題解決のための政策提言を目的としたオープニングシンポジウム等、33 のシンポジウムや市民向け講座を開催し、成果を政策提言にまとめて発表する等の事業を展開した。 また、国際化推進を強化するため、「国際交流室」に替わる企画立案と実施機能を併せ持つ新組織の設置の検討を行い、「国際本部（仮称）」構想をまとめ、平成 22 年度の設置に向けて準備を開始した。 |
| 計画 1-14 | ③留学生交流その他外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 ・ 国際交流の在り方等について海外大学等の有識者による外部評価や意見交換等を実施する。 | | <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度に開催された G8 大学サミットの機会を利用して、世界主要大学の学長等と国際競争力を高めるための戦略や広報活動等に関する意見交換を行った。 また、平成 21 年度に本学の国際交流の在り方について、IAU（国際大学協会）に委託して国際活動外部評価を実施した。IAU から提示された自己評価項目に基づき本学が自己評価を行い、自己評価書（英文）を作成した。平成 22 年 1 月に本学において実地調査が行われ、最終的な評価報告を同年 3 月に受けた。報告では、国際化のための「変革、推進方法および将来の行動に向けた提言」として、「方針の策定と明確化」、「カリキュラムの再編成」等 8 項目が挙げられており、これらの評価結果を活用して国際化の推進を検討することとした。 |
| 計画 1-15 | ③留学生交流その他外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 ・ 大学間の交流協定の増加を図る一方、現在締結している協定については交流内容及び交流実績によ | | <ul style="list-style-type: none"> 大学間交流協定及び部局間交流協定の総数は、平成 19 年度末には 26ヶ国・1 地域 160 校から、平成 20 年度末には 34ヶ国・1 地域 181 校、平成 21 年度末では 38ヶ国・1 地域 209 校となり着実に増加した。また、平成 20 年度に札幌で開催された G8 大学サミットを契機に、世界トップレベルの大学と交流協定を締結し、質的な向上が図られた。 既存の学生交流覚書については、海外傷害保険への加入義務等を追加するなど内容を整備したほか、交換学生数の少ない覚書は見直しを行って、交換学生の人数の増加を図った。 |

北海道大学

| | | |
|--------|---|--|
| | り見直しを行い、国際交流を量的 にも質的にも向上させる。 | 中国においては北京オフィスが中心となり、協定校が少ない地域の大学を訪問し協定締結促進を図るとともに、世界各地で開催される学長会議等の機会を利用して、協定締結に向けた情報交換等を行った結果、新たに18校との協定締結に結びついた。 |
| 計画1-17 | <p>③留学生交流その他外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生双方向交流の拡大に向け、大学間の学生交流に関する覚書の増加や単位互換制度の充実に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学間学生交流覚書を締結している大学は平成19年度末で、15カ国・地域、42大学等であったが、平成20年度に開催したG8大学サミット等を契機に交流を推進し、平成20年度末で、21カ国・地域、55大学等となった。平成21年度末には新たに南米地域の大学を含む26カ国・地域、79大学等となった。 <p>単位互換及びダブル・ディグリー・プログラムの実施を検討するため、教育改革室と国際交流室が共同で国際教育交流推進ワーキンググループを設置(平成20年12月)し、単位互換の指針とダブル・ディグリー・プログラム導入のための報告書をまとめ、「単位互換とダブル・ディグリー説明会」を実施(平成21年6月)した。さらにEU駐日欧州委員会との共催で「エラスムス・ムンドゥス説明会」(平成21年10月)を開催した。また、平成21年度には、交換留学に伴う単位認定状況の調査を行い、各学部の特性を踏まえた事例集を取りまとめた。</p> |
| 計画1-19 | <p>④教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際援助機関等による各種共同研究、国際共同開発プロジェクトの獲得・実行を支援するための学内体制を整備する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年10月からJICAとの人事交流により、国際企画課に国際協力マネージャーを1名配置して、国際共同開発プロジェクト等の支援体制の強化を行った。また、「北海道大学JICA相談窓口」を開設し、約20件の相談に対応するとともに、国際連携協力についての学内啓発、教職員・学生への支援を進めた。 |

II. 「改善を要する点」についての改善状況

| 改善を要する点 | 改善状況 |
|---|---|
| <p>【教育】</p> <p>中期計画「大学院課程における学位取得率の向上を図るため、学位授与基準の見直し及び基準設定の拡大に努める」について、各研究科において、学位授与基準は設定しているものの、学位授与基準の見直しや基準設定の拡大に関しては、体制整備を含め検討段階であり、中期計画が十分進捗しているとはいえないことから、改善することが望まれる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16～19 年度の評価結果において左記の指摘があったことを受け、学位取得率の向上を目的に、学位授与基準の見直し及び学位審査体制の整備を図るため、平成 20 年度から「大学院教育検討ワーキンググループ」において、本学の学位授与の指針作成に向けて検討を開始した。その後、指針に対する各部局等への意見聴取等を踏まえ、平成 21 年度に「北海道大学における学位授与（博士課程）に関する指針」を作成するとともに推奨される取組をまとめた。【別添資料 1（P 1～3）】 <p>なお、各研究科等では、これまでの取組に加え、平成 22 年度から当該指針及び学位取得状況の分析等に基づき具体策を策定し、実施することとしている。</p> |

平成 20、21 年度
中期目標の達成状況報告書
(別添資料)

平成 22 年 6 月
北海道大学

目 次

| | |
|--------------------------------------|---|
| 別添資料 1 北海道大学における学位授与（博士課程） に関する指針 | 1 |
|--------------------------------------|---|

別添資料 1

北海道大学における学位授与（博士課程）に関する指針

【平成 22 年 3 月 23 日制定】

趣旨

日々新しい知識が創り出され、グローバルなレベルでの共有化が求められる今日、大学院教育においては、大学院教育の実質化、学位の国際的な通用性・信頼性の向上、また世界的な教育研究拠点の形成、国際的に魅力ある大学院教育の構築等が求められている。

特に、大学院教育の実質化については、教育課程の組織的展開を強化するために、各大学院が人材養成の目的を明確にした上で、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成すること、課程制大学院の本来の目的、役割である、適切な研究指導と厳格な成績評価を行うこと、修了認定を実施し、標準修業年限内に円滑に学位を授与できる体制を整備することが、より一層求められている（文部科学省「大学院教育振興施策要綱」、平成 18 年 3 月 30 日）。

一方、本学では、第一期中期目標として「世界の第一線で活躍できる人材の育成」を掲げ、中期計画に「博士（後期）課程においては、独自のテーマに基づく研究を自立的に遂行するよう指導し、専攻分野及び関連分野において、独立して世界的水準の研究を展開できる人材を育成するとともに、高度に専門的な業務に従事する人材を育成する」、「大学院課程における学位取得率の向上を図るため、学位授与基準の見直し及び基準設定の拡大に努める」と明記し、各研究科等において、研究指導のさらなる充実、世界的水準での教育研究のより積極的な展開、学位取得者の拡大を図る諸施策の推進を進めてきた。

これらを踏まえて、今後さらに、中期計画に則った人材育成の促進及び学位取得率の向上を図るため、次のとおり基本方針を定める。

基本方針

本学では、博士課程における学位授与のあり方について、次のとおり基本方針を定める。

- 1) 標準修業年限内で学位取得へと導く組織的できめ細かな指導体制を充実させる。
- 2) 学位授与基準を明確にし、学位授与に至るプロセスの透明性・客観性を高める。
- 3) 学位審査に係る透明性・客観性を確保するため、厳正かつ公平な学位論文審査体制を充実させる。
- 4) 全学的に学位取得率を把握し、必要に応じて改善策を講ずる。

推奨される取組

(1) 標準修業年限内に円滑に学位を授与するために各研究科等が行っている取組例

- 1) 標準修業年限内で学位取得へと導く組織的できめ細かな指導体制を充実させる。
 - ① 学生の研究進捗状況を講座・専攻の教員が共有している。
 - ② 学生のメンタル面をサポートする体制や、ハラスメント等について部局で対応する体制を整備している。
 - ・ハラスメント防止対策室とは別に教職員を配置している。
 - ・研究科内の委員会組織でハラスメントについて協議する体制を整えている。
- 2) 学位授与基準を明確にし、学位授与に至るプロセスの透明性・客観性を高める。
 - ① 定期的な研究指導に加え、プレゼンテーション、英語によるライティング等、研究に必要な能力を育成する補完的プログラムを実施している。
 - ② 毎年度末に、公開による中間審査（トライアル）等を行い、論文作成に向けて助言・指導を行っている。
 - ③ 研究経過報告書および事前審査論文の提出を求め、博士論文完成までの過程を段階化し、きめ細かい指導を実践している。
 - ④ 標準修業年限を越えて在籍している学生をサポートし、きめ細かい指導を行っている。
 - ⑤ 博士学位授与状況の推移を調査・分析している。
- 3) 学位審査に係る透明性・客観性を確保するため、厳正かつ公平な学位論文審査体制を充実させる。
 - ① 学位取得に必要な研究の質や量についてマニュアル（目安）を作成し、学生の論文執筆の参考としている。
 - ② 学位授与基準および学位授与に至るプロセスを明確にし、学生・教員に周知している。
 - ・ガイドラインなどをホームページ等に公表している。
 - ・論文内容の公開発表会を実施している。
 - ・要旨及び審査概要等をホームページで公表している。
 - ③ 学位審査等に係る手引き等を作成し、論文審査・成績評価に係る関連諸規則等を周知することにより、論文審査の円滑化を図り、その透明性を確保している。
 - ④ 口頭審査を公開している。
- 4) 全学的に学位取得率を把握し、必要に応じて改善策を講ずる。
 - ① 指導体制に対する学生からのアンケートなどを分析し、それらに基づく適切な改善策を講じている。
 - ・学生毎に2名以上の副指導教員について指導教員とともに指導にあたっている。

(2) 審査の公平性を確保するために各研究科等が行っている取組例

- ① 指導教員が論文審査への関与を少なくしている。
 - ・指導教員が主査になることが出来ない旨を研究科の審査要項に規定している。
 - ・指導教員は副査として審査に参加する他、審査委員会開催の調整を行っている。
- ② 学位審査に当たり、外部審査委員(他大学、他研究科、他専攻等を含む)を登用している。
- ③ 学位論文審査を積極的に公表している。
 - ・審査論文の公開発表会を開催している。
 - ・論文内容をホームページで広く公開している。
- ④ 授与論文の内容を公表している。
 - ・査読付学会誌への論文の発表を論文提出要件としている。
 - ・著書・学術雑誌等により公表している。

(参 考)

指針の作成にあたって

平成 17 年 9 月中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」等を踏まえ、本学では中期目標に「世界の第一線で活躍できる人材の育成」、中期計画に「大学院課程における学位取得率の向上を図るため、学位授与基準の見直し及び基準設定の拡大に努める」ことを明記している。

また、平成 21 年 8 月基礎科学力強化委員会報告「基礎科学力強化に向けた提言」においても、個性的で豊かな創造性を有し、「やり抜く力」を持つ人材養成の必要性や包括的な基礎科学力の修得による研究能力の涵養と独創的な博士論文のテーマの開拓、大学院教育等の抜本的改革による質の向上が挙げられている。

こうした状況を踏まえ、各研究科等においても、標準修業年限内の学位取得率の向上等に向けて様々な取組が行われているところであるが、平成 21 年 1 月の独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期計画目標の達成状況に関する評価結果において、本学の取組については、「各研究科において、学位授与基準は設定しているものの、学位授与基準の見直しや基準設定の拡大に関しては、体制整備を含め検討段階であり、中期計画が十分進捗しているとはいえないことから、改善することが望まれる。」旨が指摘されている。中でも、標準修了年限内の学位取得率の向上が強く要請されている。また平成 20 年 11 月の国立大学法人評価委員会による北海道大学の平成 20 年度に係る業務の実績に関する評価結果において、平成 19 年度から平成 20 年度に博士学位の謝礼を受けた事案が発生し、文部科学省による学位審査の適正化の通知以降も授受が行われていたことが判明し、再発防止に向けた取組の必要性が課題として指摘されている。

従って、本指針は、こうした経緯を踏まえ、全学的な学位審査体制の整備・学位取得率の向上を目的として、「学位取得へと導く教育・研究指導の実践」、「学位授与基準とプロセスの明確化」、「厳正な学位審査体制の確立」、「学位取得率の把握と改善」に関する方向性と取組例をそれぞれ示すことを目的として作成するものである。